

建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、兵庫県信用保証協会（以下「甲」という。）と兵庫県（以下「乙」という。）は、建築物木材利用促進協定を締結する。

1 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用に関する構想）

(1) 構想の内容

甲は、県内各事務所・支所の整備にあたり、兵庫県産木材を積極的に活用することにより、利用者に木材の良さを広くPRするとともに、2050年カーボンニュートラルの実現やSDGsの達成、地域の活性化に貢献する。加えて、県産木材の普及活動を推進することにより、県内森林の多面的機能の維持向上及び地域創生につながる県産木材利用の促進に貢献する。

(2) 構想の達成に向けた取組の内容

- ① 甲は、各事務所・支所の整備あたり、兵庫県産木材を広く活用することを検討する。
- ② 甲は、乙と連携して木材利用の良さや意義を広く情報発信することで、県産木材の利用促進及び木造建築物の振興に関する乙の施策の周知に協力をする。

3 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し、木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介、木造・木質化に関する技術的助言・情報提供を行い、甲の取組の周知・広報に関する協力等を行う。

4 構想の対象区域

兵庫県内

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和10年3月31日までとする。

6 その他

(1) 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合は、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和8年3月31日

甲 兵庫県信用保証協会 理事長

遠藤 英二



乙 兵庫県知事

齋藤 元彦

